組織委員会担当確認年月日
 2019 年 11 月 26 日

 東京都作業部会確認年月日
 2019 年 12 月 17 日

事業名 大会運営物流

案件名 大会運営物流に係る業務委託契約について(Bump-in 業務)

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29		本委託の東京都負担については、大会経費のうち、	
年5月31日の合意の		パラリンピック経費については、組織委員会、東京都	
考え方に基づくもの		及び国がそれぞれ 2:1:1の割合で負担するという 平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくもので	
であること		一十成 29 年 3 月 31 日の台息の考え万に基づくものである。	
事業の執行に当たり、			
大会運営を担う組織		本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、	
委員会が一括して執		組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元	
行した方が効率的、効		的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。	
果的であること			
経費の内容等		本事業は、競技運営、大会運営に関する物品の受け	
が必要性 (必要	垄	取り、検品、保管、会場への配送及び会場内物流業務	
な内容、機能か	要性	に関するものであり、大会準備及び運営の観点から	
など)、効率性		必須の事業である。	
(適正な規模、		本事業は、V3査定額の範囲内であるとともに、物	
単価かなど)、	効 率		
納得性 (類似の	性性	量を踏まえた発注内容の精査を行っており、効率性 についても配慮している。	
ものと比較し		についても配慮している。	
て相応かなど)		本事業においては、人員体制について、搬入スケジ	
等の観点から	納	ュールに基づき計画策定をしているとともに、人件	
妥当なもので	得 性	費単価は市場単価等で包括的に確認していることか	
あること		ら納得性がある。	
その他経費の内容等		本事業は、大会、会場・競技運営に必要な業務であ	
が公費負担の対象と		る。経費の中身も事業費のみであり、公費負担の対象	
して適切なものであ ること			
		として適切といえる。	

^{*}公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。